

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

# 第4回会議録



開会 平成16年5月27日(木)

閉会 平成16年5月27日(木)

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

## 第4回合併協議会会議録索引

件 名	頁 数
1 開 会	1
2 会長あいさつ	1
3 議 事	2～47
(1) 報告事項	2～7
(1) 報告第18号 協議第2号 合併の期日(その1)の変更について (2) 報告第19号 協議第3号 新市の名称(その1)について (3) 報告第20号 協議第6号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて (4) 報告第21号 「新市例規集」作成支援業務委託契約の締結について (5) 報告第22号 新市建設計画策定業務委託契約の締結について	} 2～4 } 4～5 5～7
(2) 協議事項	7～42 45～47
(1) 協議第9号 特別職の職員の身分の取扱いについて (2) 協議第21号 慣行の取扱いについて (3) 協議第23号－6 各種事務事業(交通関係)の取扱いについて (4) 協議第23号－11 各種事務事業(国民年金)の取扱いについて (5) 協議第23号－17 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて (6) 協議第23号－18 各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて (7) 協議第23号－20 各種事務事業(都市計画事業関係)の取扱いについて	7～11 11～16 45～47 16～23 23～24 24～30 30～41 41～42
(3) その他	42～45
(1) 第5回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について (2) 第6回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について (3) 第7回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について (4) 調整方針の取扱いの再確認について	} 42～43 } 43～45
4 閉 会	47～48

会 議 録

会議の名称	第4回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会	
開催日時	平成16年5月27日(木) 午後1時28分開会・午後4時45分閉会	
開催場所	大野原町中央公民館3階講義室	
出席者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
欠席者氏名	白川 精、加藤 義和	
事務局氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
関係者氏名	田中産業経済部会長、石川都市計画部会長	
会議事項	1 議題 別添 会議資料のとおり	2 会議結果 別添 会議録のとおり
会議の経過	別添 会議録のとおり	
会議資料	別添 会議資料のとおり	
その他の 必要事項		

## 第 4 回合併協議会出席者名簿

	委 員 氏 名		出欠等	委 員 氏 名		出欠等
	出席並びに 欠席委員  出席 15 名 欠席 2 名  凡 例  出席 欠席 ×	会 長	平野 清		委 員	加藤 義和
副会長		佐伯 文男		委 員	久保 等	
副会長		白川 晴司		委 員	森 英雄	
委 員		大倉 利夫		委 員	石川美千子	
委 員		大山 保徳		委 員	合田久仁男	
委 員		高森 直二		委 員	横内十三枝	
委 員		白川 精	×	委 員		
委 員		大久保隆敏		委 員		
委 員		井上 浩司		委 員		
委 員		美藤 広		委 員		
委 員		藤岡 勉		委 員		
委 員		合田 要		委 員		
合併協議会事務局		事務局長	大木 和郎		総務広報班	長谷川加奈子
	事務局次長	象山 稔彦		調 整 班	山地 康博	
	班長(総務広報)	石川喜代美		総務広報班	藤井久美子	
	班長(計画)	合田 善春		調 整 班	細川 勝美	
	班長(調整)	好川 高雄		計 画 班	小山 悟司	
	調 整 班	合田 博晃				
関 係 者	産業経済部会長	田中 正二				
	都市計画部会長	石川 和明				

【開会 午後1時28分】

○大木事務局長 それでは、皆様、本日はお忙しい中にもかかわらず、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから第4回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会を開催いたします。

会議に入りますまで、進行を務めさせていただきます本協議会の事務局長の大木でございます。よろしくお願いをいたします。

本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第によりまして進めさせていただきます。

それでは、ここで観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会平野会長よりご挨拶を申し上げます。

○会長 皆さん、こんにちは。

本格的な暑さになってまいりました。今日は、第4回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会を開会いたしましたところ、皆さん何かと公務お忙しい中でございますが、お繰り合わせいただきまして、観音寺議長さんと加藤さんが用務のため欠席でございますけれども、あとの皆さん方ご出席いただきまして開会できますことを、まずもって厚くお礼申し上げます。

おかげをもちまして、先般第3回で重要5項目全て合意に達することができた訳でございます。今日はその報告なり、また特別職職員の身分の取り扱い、慣行の取り扱い、そしていよいよ各事務事業ということで、皆さん方にご提案させていただきますので、忌憚ないご意見をくださいまして、ご協議くださいますことを心からお願いを申し上げます。開会のお礼にかえさせていただきます。今日は、どうもありがとうございました。

○大木事務局長 それでは、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、規約第10条第2項の規定により、会長が議長となることになっておりますので、会長よろしく願いいたします。

○議長 それでは、早速議事に移らせていただきます。

議事につきましては、規約第10条第2項の規定により、会長が議長になることになっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきます。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

議事進行にさせていただきますが、まず規約第10条の第1項の規定に基づきまして、

本日の出席者の確認をいたします。

委員17名中、出席者15名、欠席者2名によって、本日の会は成立したことを報告させていただきます。

なお、欠席者2名の方からは欠席の連絡があった旨、ご報告しておきます。

それでは、議事を進行させていただきますが、議事の都合上、発言される場合には冒頭に所属市町名とお名前をよろしくお願い申し上げます。

なお、会議録作成のため、恐れ入りますが、ご発言に際しましては職員がワイヤレスマイクを持ってまいりますので、お願いいたします。

それでは、報告事項に移らせていただきます。

報告第18号、協議第2号合併の期日の変更について、報告第19号、協議第3号新市の名称について、報告第20号、協議第6号議会議員の定数及び任期の取扱いについて、以上、報告事件3件を一括してご報告させていただきます。

事務局長より説明願います。

○事務局 事務局長の大木でございます。

報告第18号合併の期日（その1）の変更、報告第19号新市の名称（その1）並びに報告第20号議会議員の定数及び任期の取扱いについてご報告させていただきます。

まず、報告第18号につきましては、協議第2号合併の期日（その1）の変更についてであります。

お手元の会議資料2ページ並びに3ページをお開きください。

合併の期日につきましては、第2回合併協議会でご確認いただきました内容を変更させていただきましたので、ご報告をさせていただきます。

第159国会で審議中でありました市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律が5月19日、参議院本会議で賛成多数で可決され、改正法が成立いたしましたので、「合併特例法の改正を前提に」のところを削除しまして、「合併の期日は、平成17年10月11日とする。」と変更させていただきます。

なお、改正の内容につきましては、平成17年3月31日までに市町が議会の議決を経て県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併すれば、現行の合併特例法の規定が引き続き適用されるということで、合併特例債や合併算定替等の財政支援措置が受けられるということでもあります。

合併の期日につきましては、以上であります。

次に、報告第19号、協議第3号新市の名称（その1）についてご報告させていただきます。

お手元の会議資料4ページ並びに5ページをお開きください。

新市の名称につきましては、前回5月13日の第3回合併協議会におきまして、委員の皆様方から新市の名称は観音寺市とする旨のご提案がございまして、協議確認されたところでございます。既に第1回合併協議会におきまして、これまでの1市2町の合併研究会において選定されました4点の新市の名称候補と選定理由をもとに、合併協議会で選定し決定することがご確認をいただき、その後、委員の皆様にご検討をさせていただいておりますので、前回の協議会におきまして「観音寺」「西香川」「ひうち」「三豊」から選定していただきました。学識経験を有する委員から、観音寺は大同2年（807年）、弘法大師が神宮寺に聖観音像等を安置し、寺号を観音寺に改めてから、現在の地名観音寺が生まれたと言われている。このように長い歴史の中で伝統があり、地域に定着し、対外的にも広く使用され、知名度があり、慣れ親しまれた名称である。また、市の名称として寺の名前が使用されているのは、全国の地方公共団体でも数少なく、歴史・文化を反映した名称である。今後、四国の政治、経済、文化の中心となって発展していくに相応しい名称であるなどの理由により、新市の名称を観音寺市とする、とご提案いただき、協議の結果、全会一致でご確認をいただいたものであります。5ページに、協議、確認されました事項につきまして報告させていただいております。「新市の名称は、観音寺市とする。」

以上でございます。

次に、報告第20号議会議員の定数及び任期の取扱いについてご報告させていただきます。

会議資料の6ページ並びに7ページをお開き願います。

報告第20号につきましては、協議第6号の議会議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

この議会の議員の定数及び任期の取り扱いにつきましては、これまで1市2町の合併研究会や各市町の議会で議論していただき、調整していただきました。その調整結果を踏まえて、前回5月13日の第3回合併協議会におきまして、議会関係委員から合併特例法に規定する定数及び在任に関する特例を適用しない。それから、新市の設置の日から50日以内に定数24人で設置選挙を行う。選挙区については、全市域で1選挙区とする旨のご提案がございまして、協議、確認されたところでございます。

7ページをお開き願います。

確認されました内容につきまして報告をさせていただきます。

1 新市の議会の議員については、新市の設置の日から50日以内に地方自治法第91条第7項の規定に基づき、1市2町の協議により、あらかじめ定める定数により設置選挙を行うものとし、市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の定数及び在任に関する特例はこれを適用しない。

2 地方自治法第91条第7項の規定に基づき、1市2町の協議により、あらかじめ定める新市の議会の議員の定数については24人とする。

3 選挙区については、全市域で1選挙区とする。

以上でございます。

なお、新市の名称並びに議会議員の定数及び任期の取扱いについての内容につきましては、前回の第3回合併協議会でご確認をいただいたということで、確認の年月日につきましては前回の協議会の日付、5月13日の確認といたしております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長 ただいま事務局長より報告第18号、報告第19号、報告第20号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございましたら出していただきたいと思えます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ないようでございますので、報告第18号、報告第19号、報告第20号につきましては報告がありましたとおり、進めさせていただきます。

次に、報告第21号「新市例規集」作成支援業務委託契約の締結につきましてご報告させていただきます。

調整班長よりお願いします。

○調整班長 事務局調整班長の好川でございます。よろしく願いいたします。

それでは、報告第21号「新市例規集」作成支援業務委託契約の締結についてご報告を申し上げます。

9ページをお開き願います。

この委託契約の締結でございますが、契約の目的といたしまして、現在1市2町において制定されている例規を整理、調査し、新市において施策及び業務を遂行するために必要な例規の作成を目的とする、であります。

2 契約の方法といたしまして、随意契約でございます。契約日は、平成16年5月1日。委託期間といたしましては、平成16年5月1日から平成17年3月31日まででございます。契約金額は、115万5,000円、うち消費税及び地方消費税額が5万5,000円であります。契約の相手方といたしまして、東京都港区南青山二丁目11番17号 第一法規株式会社 代表取締役社長 田中 英雄でございます。この業者につきましては、現在1市2町の例規集の作成に携わっておる業者でございますので、第一法規株式会社ということで決定をいたしました。

次に、業務の内容でございますが、例規作成支援業務といたしまして、(1)例規名比較検討資料の作成、例規名比較一覧表の作成、それと新たに制定が必要とされる例規の検討及び関連情報の提供であります。(2)といたしまして、新市例規(第1次)原案の作成で、例規原案の素案の作成と入力であります。それと、例規原案の修正ということになります。

この例規につきましては、現在、観音寺で約500弱、大野原町で約400弱、豊浜町で約300弱の例規が存在しております。この第一法規の資料をもとにいたしまして、担当分科会等で事務調整結果をもとに、各条例等の内容を協議し、来年8月の仮例規集の完成を目指して作業を進めてまいる予定でございます。

以上でございます。

○議長 ただいま調整班長より報告第21号「新市例規集」作成支援業務委託契約の締結につきまして説明がありました。

これにつきまして、何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ないようでございますので、報告第21号につきましては報告がありましたとおり、進めさせていただきます。

次に、報告第22号新市建設計画策定業務委託契約の締結につきまして報告させていただきます。

計画班長お願いします。

○計画班長 失礼します。事務局計画班長の合田でございます。よろしく願いいたします。

初めに、10ページをお開きください。

報告第22号新市建設計画策定業務委託契約の締結について。新市建設計画策定業務委

託契約の締結について、別紙のとおり報告いたします。

次の11ページをお開き願います。

新市建設計画策定業務委託契約の締結についてご説明申し上げます。

契約の目的といたしまして、観音寺市・大野原町・豊浜町の合併に伴う新市建設計画策定業務の委託でございます。契約の方法は随意契約でございます。契約日 平成16年4月27日。委託期間 契約の日から平成17年3月31日まででございます。契約金額は、消費税等込みで997万5,000円でございます。契約の相手方は、東京都千代田区大手町二丁目3番6号 株式会社 三菱総合研究所でございます。

業務の概要でございますが、観音寺市・大野原町・豊浜町の合併後の進むべき方向を示すマスタープランとして、新市建設計画を策定するため、住民アンケート調査の再集計、再分析や新市に向けての基本方針の策定、主要施策の取りまとめ、財政シミュレーションの作成、資料の整備、集計、分析、問題点・課題の抽出などの支援、原案及び成果品の作成などの業務を行うものでございます。

以上で、報告第22号新市建設計画策定業務委託契約の締結についてのご説明を申し上げます。終わります。よろしく願いいたします。

○議長 ただいま計画班長より報告第22号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

○佐伯副会長 新市建設計画、もう既に始まっておると思うんですが、住民説明会のときに、ある程度ダイジェスト版的なものが必要でないんだろうかなと、こう思うんですが、その辺一応、今のところ住民説明会、各市町とも大体12月ぐらいに予定をされておると思うんで、それまでにある程度の概要版等ができとったら非常に説明がしやすいなと、住民の皆さんも分かっていたらいいなと、こう思うんですが、その辺ちょっとお尋ねします。

○計画班長 ただいまの住民説明会での概要版等の作成ということでございますが、本年12月に1市2町において住民説明会を開催する予定であります。その際に、新市建設計画本体はもちろんのこと、それを住民の皆様にはわかりやすく作成しました概要版といえますか、ダイジェスト版でもって住民説明会を開催し、その場において皆さんにお渡しして計画の概要を説明するという予定でございます。

以上でございます。

○佐伯副会長 またやるんじゃない。

○計画班長　そうです。

○佐伯副会長　最終年度となっとんきん。

○計画班長　契約上は、一応年度の末ということで設定させていただいておりますが、実際の概要版の作成は、住民説明会において配布できるように作成する計画でございます。

○佐伯副会長　はい、いいです。

○議長　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長　それでは、ないようでございますので、報告第22号につきましては報告がありましたとおり、進めさせていただきます。

続きまして、協議事項に移らせていただきます。

協議第9号特別職の職員の身分の取扱いにつきまして、事務局長より説明を願います。

○事務局　事務局長の大木でございます。会議資料の12ページをお開きください。

協議第9号特別職の職員の身分の取扱いについてご提案を申し上げます。

1市2町の特別職の職員につきましては、合併に伴い1市2町の法人格が消滅するため、その身分を失う。新市における特別職の職員の取扱いについては次のとおりとする。

1　法令の定めるところにより、市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置き、その給料等については類似団体の常勤特別職の給料額等を参考に調整する。

2として、議会議員の報酬等については、類似団体の議会議員の報酬額等を参考に調整する。

3については、法令に定めるところにより、行政委員会の委員を設置し、その報酬等については年額、月額、日額等、現行の業務に照らし合わせて調整をする。

4　審議会、委員会等の附属機関については、新市において引き続き設置する必要があるものは設置し、その委員等の報酬等については年額、月額、日額等、現行の業務に照らし合わせて調整をする。

5として、その他の特別職については、新市において設置する必要があるものは現行の任期及び報酬額等をもとに調整し、設置をする。

ということで、提案をさせていただきます。

特別職の職員の身分の取扱いにつきましては、説明資料の13ページの方に基本的考え方を書いてございます。

まず、1の基本的な考え方といたしましては、1市2町の長、助役、収入役、教育長、

行政委員会等の委員など、特別職の職員については新設合併に伴い、1市2町の法人格が消滅するため、合併の日の前日をもってその身分を失うことになります。このため、新市において新たな特別職の職員の選挙または選任する必要があります。

また、特別職の職員の報酬等についても協議をしておく必要があります。

次に、2に特別職の報酬等の状況を説明させていただきます。

(1) 1市2町の常勤の特別職でございますが、①として選挙または選任の考え方ということでございます。

アとしては、新市の市長の選挙については、公職選挙法第33条第3項の規定により、新市の設置の日から50日以内に行われることとなっております。そこで、新市の市長が選挙されるまでの間、市長の不在状態を防ぐため、1市2町の長であった者の中から、その協議により定められた者が市長の職務執行者として、その職務を行う調整措置・規定が設けられております。

なお、この市長の職務執行者を選任する協議は、合併の期日までに行い、協議書を作成しておく必要があるというふうにされております。

それから、イの助役、収入役につきましては、市長職務執行者は助役や収入役を選任することはできませんので、新市長が選挙されてから議会の同意を得て、助役や収入役を選任することとなります。

なお、収入役につきましては地方自治法の規定において、収入役が欠けたときには必ず職務代理者を置くこととされておりますので、市長職務執行者が収入役職務代理者を選任して、正式に収入役が選任されるまでの間はその者が収入役の職務を代理することになります。

ウとして、教育長でございますが、教育長は一般職に属する公務員とされていますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、議会の同意を得て任命される特別職である教育委員会委員の身分も併せ持つ関係がございまして、合併に際しましては特別職の職員として取り扱われることとなります。

なお、新設合併の場合には最初の教育長は教育委員会委員が議会の同意を得て任命されるまでの間、市長職務執行者によって臨時的に選任された教育委員会委員の互選により決められることになってございます。

次に、1市2町の市長、町長、助役、収入役、教育長の任期、給料、それから期末手当の月数を資料として付けてございます。

それから、次のページをお開き願います。

次のページは議会議員でございますが、選挙の考え方につきましては先程報告第20号でご報告させていただきましたが、協議第6号で確認されました議会議員の定数及び任期の取扱いによるということございまして、あと報酬の状況等につきましてはここに掲げてあるとおりでございます。

それから、(3)として行政委員会の委員でございますが、これにつきましては①の選任または選挙の考え方でございますが、地方自治法の規定で市町村の執行機関として法律で設置が義務付けられている委員会及び委員としては、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、人事委員会、公平委員会があります。これらの委員は、特別職の職員で新設合併により、その身分を失います。このため、合併後新たに選任または選挙されることとなりますが、執行機関として職務の継続性が求められますことから、教育委員会の最初の委員、議会において選挙されるまでの間の選挙管理委員会委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員については、臨時的な特別選任手続が設けられております。

まず、教育委員会の委員としては、教育委員会の最初の委員については地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令に特例的な規定が設けられておりまして、市長職務執行者が合併の日の前日に、1市2町の教育委員会の委員であった者の中から、新市の教育委員会の委員を臨時的に選任することとされております。

なお、臨時的に選任されました委員の任期は、新市設置後、市長の最初の選挙後、最初に招集される議会の会期末日までとされております。

それから、選挙管理委員会の委員につきましては、議会において選挙されるまでの間の選挙管理委員会の委員は、地方自治法の施行令の規定に基づきまして、1市2町の選挙管理委員会である者またはあった者の互選により定められます。

なお、これらの者が正式に議会で委員が選挙されるまでの間、臨時的に選挙管理委員会の職務を行うこととなります。

それから、農業委員会の委員につきましては、協議第7号でその取り扱いについて今後ご協議をいただきますが、農業委員会等に関する法律、合併特例法の規定に基づいて在任特例を適用するのか、設置選挙を行うのか、そういったことについて農業委員会の委員間で事前にただいまご協議をいただいております。

それから、固定資産評価審査委員会の委員につきましては、地方税法の規定に基づきま

して、新市の市長が選挙されるまでの間は市長職務執行者によって、1市2町の審査委員会の委員であった者の中から選任された者がその職務を行うこととなります。

また、同条の第9項の規定によりまして、新市の市長が選挙された後で新たに固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、新市の市長により、1市2町の委員であった者の中から選任された者がその職務を行うというふうになっております。

それから、監査委員、人事委員会、公平委員会の委員につきましては、特別の選任手続の規定が設けられてございませんので、新市長の就任を待って委員が選任されるまでの間は委員が置かれていない状態となります。15ページがその行政委員会の委員の委員数、それから報酬額の状況でございます。

それから、(4)といたしまして審議会、委員会等の附属機関の委員等ということございまして、審議会、委員会等の附属機関の委員、それから臨時の職の特別職、そういった方の考え方でございます。選任等の考え方につきましては、審議会、委員会等の附属機関の委員、その他の非常勤の特別職の職員につきましては、新設合併に伴い、その身分を失うこととなります。新市において必要に応じて新たに任命する必要があります。

その詳細な内容といたしましては、法令等で設置が義務付けられている審議会等については、引き続き新市において設置し、法令等の範囲内で実情に応じて弾力的な運用を行い、その合理的、効率的な運営に努める必要がございます。

法令等で設置が義務づけられていない審議会、委員会等の附属機関の委員、その他の非常勤の特別職については、その設置目的、1市2町の設置状況、活動の実態等を踏まえて見直しを行い、新市において設置する必要があるものは設置する。その際、審議会の統廃合、委員の構成、委員数等の削減、その他運営の改善を図る必要がございます。

なお、16ページから18ページにつきましては、審議会、委員会等附属機関の委員、その他の特別職の設置状況でございます。

それから、19ページの方が先進地の事例でございます。

以上のような内容から、先程提案させていただきましたが、会議資料の12ページにお戻りいただきたいと思っております。

協議第9号の特別職の職員の身分の取扱いについての案でございますが、1市2町の特別職の職員については、合併に伴い1市2町の法人格が消滅するため、その身分を失う。新市における特別職の職員の取扱いについては、次のとおりとする。

1 法令の定めるところにより、市長のほか常勤の特別職として助役、収入役、教育長

を置き、その給料等については類似団体の常勤特別職の給料額等を参考に調整する。

2 議会議員の報酬等は、類似団体の議会議員の報酬額等を参考に調整する。

3 法令の定めるところにより、行政委員会の委員を設置し、その報酬等については年額、月額、日額等、現行の業務に照らし合わせて調整する。

4 審議会、委員会等の附属機関については、新市において引き続き設置する必要があるものは設置し、その委員等の報酬額等については年額、月額、日額等、現行の業務に照らし合わせて調整する。

5 その他の特別職については、新市において設置する必要があるものは現行の任期及び報酬額等をもとに調整し、設置する。

ということで、提案させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま事務局長より協議第9号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ないようでございますので、協議第9号特別職の職員の身分の取扱いにつきましては原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第21号慣行の取扱いにつきまして、調整班長より説明をお願いします。

○調整班長 失礼いたします。

それでは、協議第21号慣行の取扱いについてご説明を申し上げます。

恐れ入ります。20ページをお開きください。

慣行の取扱いについてでございますが、調整方針といたしまして、

- 1 新市の市章、花、木、市民憲章については、新市において新たに定める。
- 2 新市のキャッチフレーズについては、合併時に調整する。
- 3 新市の都市宣言等については、新市において調整する。
- 4 1市2町の各種イベント等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

以上が、調整方針であります。

恐れ入ります。21ページをお開きください。

慣行の取扱いで各市町の市章でございますが、そこに掲載しております。この市章につ

いては、観音寺市は寛永通宝の砂絵を図案化したものであります。大野原町、豊浜町につきましては、町名のイニシャルを図案化したものであります。1市2町とも選考については公募という形でございます。これにつきましては、新市の市章の制定ということで、一般的には合併後に住民の方の意識が高まった時点で公募等により制定をするというのが実情でございます。

次に、22ページをお開きください。

市町の花、市町の木、キャッチフレーズでございますが、花については観音寺がつつじ、大野原町が萩、豊浜町が棉、市町の木については観音寺が松、大野原町が楠、豊浜町が梨となっております。花木につきましては、各市町その地域に関連する花とか木を選定されております。キャッチフレーズにつきましても、1市2町とも制定されております。

次に、23ページをお開きください。

市町民憲章でございますが、1市2町とも制定されておまして、この市町民憲章につきましては、その地域の国土、自然にちなんで制定されております。

次に、24ページをお開きください。

都市宣言等でございますが、これにつきましても、1市2町とも非核平和宣言等制定されております。都市宣言につきましては、新市の基本姿勢をあらわすものと関連してございます。新市に引き継ぐか、また新市において新たに制定するか、これから調整となるところでございます。

次に、25ページをお開きください。

各種イベント等でございますが、観光協会、実行委員会等、その他の団体等で観音寺、大野原町、豊浜町とも行事を実行しております。これらの行事につきましては、地域の伝統文化との結びつきが大変強く、その地域で受け継がれてきたものが多いことから、現行のとおり新市に引き継ぎまして、新市において調整をするという方針であります。この中で、キャッチフレーズでございますが、これは各市町総合計画等の関連から定めております。これにつきましても、新市の建設計画等の関連がございますので、キャッチフレーズにつきましては、合併時に調整をするという調整方針であります。

以上、協議第21号慣行の取扱いについてのご説明を終わらせていただきます。

○議長 ただいま調整班長より協議第21号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

○大久保委員 大野原町の久保です。今から協議の中で新たに定める、合併時に調整す

る、また検討する、こういった字句がたくさん出てまいります。この言葉の持つ意味を、ひとつ詳しくご説明をいただきたいと思います。

○調整班長 失礼いたします。大久保委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

調整でございますが、ただいま1市2町の各分科会で担当の方でお示しいたしました基本的な調整項目案を出して、今日ご提示いたしました。それで、調整するということが基本的な調整方針案を出しておりますが、この確認をもし、いただいたなら、それから後に合併までにこの内容につきましての細かい調整、1市2町の統合等、細かい調整を合併時までに当然協議をしまっているわけでございます。調整ができましたものについて、都度その協議会において報告をさせていただくということです。

合併時と申しますのは、合併までに調整をして、新市においては即執行できる状態になると、合併後とは合併してから新しい施策を考えて施行しようという考え方でございます。

再編と申しますのは、1市2町の各やり方はございますけども、それを一つにして全く新しいやり方をやっていこうという考え方でございます。

どうでしょうか。

○大久保委員 大野原町の久保です。改めてお尋ねをいたします。

具体的な例を挙げて、20ページの新市の市章、花、木、市民憲章については、新市において新たに定める。この新たにという言葉は、今までの市章とか花や木に名前載っつるのは使わないという意味なのか、改めてつくるから改めてとなるのか、ちょっと意味がわからん。

○調整班長 失礼しました。

まず、市章から。市章につきましては、恐らく新市において検討委員会等の機関を設置いたしまして、今、1市2町さんで使われております市章、これとは全く別の新しい市章を公募で選定する形になろうかと思っております。花、木につきましては、これも1市2町でその地域の花とか木を選定されておりますので、これにつきましても、1市2町で一つの市になった場合に相応しい花、木の選定、市の花ということで選定という形になろうかと思っております。市民憲章につきましても、同じく1市2町の新しい市で新しく制定をするという形になろうかと思っております。

○美藤委員 観音寺の美藤です。今くしくも大野原の大久保議長さん言われとんのは、分かり難い点はいくまで新市に合併するまでには、市章なら市章を決めておきますよとか、

今、提案された中で選ぶとか、新たな考えするとかという基本的な、幹事会もまた課長会もいろいろあるから、各階、各層で意見集約をしてこちらへ出してくると思うけど、分かる範囲で具体的な説明せんと、もう今の意味聞くと、もう全く白紙の状態で作るんか、これを参考に出とる中で、たまたまこれ観音寺市になつとりますから、我々は観音寺市の歴史と文化にふさわしいような考えらすんか、このまま押し切っていくかという、もし当局のお考えがあったらお示し願う方がすっきりするんでなかろうかという感じをします。聞く中で。

ほんで、今、事務当局もそれを言い切りができんと思う。なかなかしにくいけど、こういう考えの方向で皆のご意見を聞いてするとかというんを、もし具体的にお示しができるなら言っただく方が判断がしよんでなかろうかという感じをします。

○議長 その点、これ私が言うんもどうかと思うんですけども、今日、事務局が打ち出しよる中で新市の募集するとかもええけど、一つの案として、やはり1市2町にふさわしい市章というものは少しお金は要るけど、専門家に依頼して何ぼかをつくってもらって、その中から選ぶというようにせなんだら、ただ皆が選べ、選べ言うたって、そんなに簡単に1市2町を表すというたって、そういかんと思う。それよりか専門家から見て、こういう何ぼかを出して、その中から選ぶという、一つの方法もあるんと違うんやいうて、今日、事務局と言ったんですけど、そのいろいろな方法につきまして今から、なおひとつ協議させていただこうと思うんですけど。

○美藤委員 今ので会長が言われるようなこと言うてくれると、我々も理解してする。やっぱり1市2町にふさわしいということを考えることは当たり前じゃし。その点だけをお示し願えたら、分かりよいんではないかと、私、気はしとる。私は今のもう了解した。

○大久保委員 再度お尋ねをいたします。大野原町の大久保です。

それでは、新たに定めるものとするということは、既存のものは使わないと、こういうことをご理解していいですか。

○大木事務局長 すみません。今、現在使われておる市章あるいは花、木等ございますが、これは既に1市2町のものでございます。今度新市になりましたら、それを含めて活用していくか、使用していくかということもあわせて、新市にふさわしい形で選定していただくということになるかと思います。

それと、もう一つは例えば市章でありますけれども、市章につきましては、これは特に

合併すれば、直ちに市章については決めていく必要があるわけですが、今日、丸亀市においては既に合併期日が決まっておりますが、それまでに公募して決めるという方法もっておりますけれども、私ども1市2町の方は逆に住民の方が1市2町に新しい市になって、ああ新市になったんだという中から市章を、例えば公募するとすれば、そういう市になってから公募に参加していただいて決めていくということがいいのではないかと考えております。ですから、今言う従来あるものについては、一旦白紙にして、それを継続して使うかどうか合わせて、先程会長が言われた新市に相応しいものを選んでいただくという形になろうかと思っております。

それと、もう一点ですが、先程事務事業の一元化に向けて、その基本の調整方針案の言葉でありますけれども、合併後に調整するもの、再編するもの、あるいは合併時に調整するもの、いろいろありますけれども、その中で「新市において速やかに調整する。」という言葉が、これはこの後の今から農林、あるいは商工事業にも出てくると思いますが、その「速やかに」といいますのは特に私どもの1市2町の場合は、合併が平成17年のちょうど10月という、通常でいきますと年度途中になりますので、そこから予算の伴うもの、あるいはまた相手の団体の準備、都合というものもございますので、それらを加味する中で急激な変更も避けるというような中で、平成18年度ぐらいから、その移行をしていただくと。「速やかに」というのは、ほぼそのぐらいの年月が妥当でないかなというふうに考えております。一応その調整方針の取り決めでありますけれども、基本的な方針としてご了承いただきますれば、それをもとに今後調整をしていくというふうな形になろうかと思っております。よろしく願いいたします。

○大久保委員 大野原町の久保です。後から質問をしようかと思いましたが、事務局長の方からお話があったので、ここで私は質問させていただきたいと思っております。

委員の皆さんもご承知のように、後からの説明の中で今、事務局長が申された「速やかに」という言葉がたくさん出てまいります。私は、こういったことを申し上げて失礼かもわかりませんが、「速やかに」という言葉を使うあなた方は非常に便利な言葉かもわかりませんが、我々市民、町民から見れば非常に曖昧に映ります。私は、やはり今の時代には「速やかに」という言葉をなくして、やはり2年以内を目途にとか、3年以内を目途にとか、こういうはっきりした私は目標数値を置くのが今の時代に合ったやり方ではないかと思っておりますが、局長の考えをお聞かせいただきたい。

○大木事務局長 「速やかに」ということにつきましては、先程言いましたが、年度途中の合併も含めて相手の団体あるいは事業の進捗等、あるいは事業の内容等も踏まえて、平成18年の当初それに間に合うという形が「速やかに」というふうに私どもも思っております。ただ、内容等につきましてはこれからいろいろ事業なり、あるいは団体等の関係なり、いろいろ決めていかなきゃなりません。私どもが思った以上に容易にできる場合もあるかと思しますので、そのあたり踏まえてご理解をいただければと思います。

○議長 今、局長からも説明しよんですけども、大久保委員さん言われるように「速やかに」という期日を切れ、なんですけども、平成17年10月11日ですから、やはり「速やかに」といっても平成18年度中にはどうしてもそれは決めないかんけど、平成17年度中というたら、もうあと残されたんが半年しかないんで、そこら辺をきちつと言うんなら、やっぱり平成18年度中にはちゃんとするという意味に解釈してもろたら、私としてはそういうふうに思うんじゃないけど、美藤委員どうですか。

○美藤委員 いろいろ言うけど、いろいろ意味も変えて、「速やかに」という言葉もきれいなけど、対住民の良識な判断と前向きな姿勢で我々を信じて、概ね平成18年度中にはやります、と期限切って文字に表して言うと、尾ひれをとられて。

○議長 ちょっと休憩します。済みません。

〔休憩〕

○議長 それでは、協議を再開させていただきます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ないようでございますので、協議第21号慣行の取扱いにつきましては、原案どおり承認させていただきます。

次に、協議第23号ー6各種事務事業（交通関係）の取扱いにつきまして、事務局より説明を願います。

○事務局 事務局調整班の山地でございます。よろしく願いいたします。

それでは、合併協定項目23ー6各種事務事業（交通関係）の取扱いについてご説明申し上げます。

26ページをお開き願います。

まず、調整方針でございますが、

- 1 自主運行バスについては、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整するものとする。
- 2 定期船対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 3 交通安全対策会議については、合併時に再編調整するものとする。
- 4 放置自転車対策については、現行のとおり引き継ぎ、新市において随時再編調整するものとする。
- 5 交通安全指導については、合併時に再編調整するものとする。
- 6 交通安全施設については、合併時に再編調整するものとする。
- 7 交通安全用具の支給については、合併時に再編調整するものとする。
- 8 チャイルドシート事業については、合併時に再編調整するものとする。
- 9 交通災害共済については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整するものとする。

以上のとおりとさせていただきます。

それでは、個別に説明させていただきます。

27ページをお開き願います。

まず、1といたしまして、自主運行バスにつきましては、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整するものいたします。自主運行バスにつきましては、27ページでございますとおり、現在、観音寺市において銭形乗り合いバス事業、大野原町において巡回バス事業を実施しております。豊浜町につきましても、現在検討いたしております。住民の足として重要な役割を果たすものであるとの位置付けから、現行のとおり引き継ぐこととし、新市において改めて路線、運行方法等について速やかに検討していくことといたしております。

次に、2の定期船対策事業についてであります。これにつきましては現行のとおり新市に引き継ぐものいたします。定期船といたしましては、現在離島を有する観音寺市のみが航路事業といたしまして実施しており、定期船いぶき丸「ニューいぶき」が午前7時の伊吹発観音寺行きを始発といたしまして、1日往復4便、計8便運行いたしております。本事業につきましては、伊吹島住民の観音寺側への重要な交通手段でございますので、欠かすことのできないものいたします。現行のとおり新市に引き継ぐこといたします。

続きまして、28ページをお開き願います。

28ページの3 交通安全対策会議についてご説明申し上げます。

交通安全対策会議につきましては、お手元の資料でございますとおり、交通安全対策基本法の規定に基づき、交通安全計画を作成し及びその実施を推進するため、条例で定めるところにより設置することができることとなっております。交通安全計画につきましては、1市2町とも現在平成13年度から平成17年度までの第7次交通安全計画を策定しております。現在策定しておりますが、新市といたしまして交通安全計画を策定しなければなりませんので、交通安全対策会議につきましては、合併時に再編調整するものいたします。

続きまして、4の放置自転車についてご説明申し上げます。

これにつきましては、現在観音寺市と豊浜町において、主にJR駅周辺における自転車について、整理整頓を行っております。観音寺市においては、観音寺市シルバー人材センターに委託しております。一方、豊浜町におきましては、周辺自治会によるボランティア事業として実施しておりますので、その実施方法が異なっております。従いまして、まず現行のとおり引き継ぎまして、新市において随時再編調整するものいたします。

次に、5の交通安全指導について説明申し上げます。

交通指導員につきましては、現在観音寺市が10名、大野原町が5名、豊浜町が7名となっております。交通指導員につきましては、報酬等につきまして条例、規則において定めておく必要がございますので、合併時に再編調整するものいたします。

次に、29ページの6 交通安全施設についてご説明申し上げます。

交通安全施設につきましては、基本といたしまして1市2町とも交通安全対策特別交付金を財源といたしまして、交通対策協議会における道路部会あるいは自治会等より指導、要望のあった箇所について反射鏡、防護柵等、交通安全施設の整備、修繕を行っているものでございます。これにつきましては、観音寺市においては建設課と市民課、大野原町、豊浜町においては総務部門において実施しております。これにつきましては、実施担当部門が異なるだけでございますので、合併時に再編調整するものいたします。

続きまして、7の交通安全用具の支給につきましてご説明申し上げます。

これにつきましては、新入学、新入園の幼児、児童等を対象といたしまして、観音寺地区連絡協議会等で購入した交通安全啓発用品を支給しているものでございます。これにつきましては、支給物についてはおおむね標準のものを支給しております。従いまして、1

市2町間の取扱いについては、おおむね同じでございますので、合併時に再編調整するものいたします。

続きまして、8のチャイルドシート事業についてでありますけれども、これにつきましては、現在大野原町、豊浜町において実施しております。支給要件につきましては、両町とも当該町に住所を有する満6歳未満の幼児のいる世帯に対する助成でございますので、これにつきましても、合併時に再編調整するものいたします。

最後になりますけれども、9の交通災害共済についてご説明申し上げます。

これにつきましては、市民サービスの一環といたしまして新市に引き継ぐものいたします。

なお、事務手続におきまして、1市2町とも合併期日前より作業を進めております関係上、現行のとおり引き継ぎまして、新市において保険の期限前に速やかに再編調整するものがございます。

交通関係の取扱いについての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

ご意見ございませんか。

○美藤委員 観音寺市の美藤ですが、今のこれは今、説明聞いておる中で、ここで意見ゆうて集約して、また説明して進める訳な。でも、ここにちゃんと担当から原案お示して我々意見をゆうたらええんな。そこら趣旨はどんなんになるん。意見を参考にするんな。この協議会で。そこら曖昧なことを言ったら、話がだらだらだらだら長くなるんやけど。

○象山事務局次長 一応この調整方針案を示させていただいて、このとおりでよろしいんでしたら、これをもとに細部を調整させていただくことになります。

○美藤委員 もう一つ例が大野原さん、うち観音寺はバス回しとるわな。正直この数字より、ものすごうないんやな。なるとな、今度1市2町だったら、仮の話やったら、三豊病院だったら病院だけの客、老人対策でもう無料かなんかですっとするとか、そういう基本的な考えを言うたらええんで、それはもうこういう方針を示した中でおたくや当局が協議した中で原案出してくるようになるん。それを一々言うと、この協議会ものすごう長うなるろう、これ全部。そこらは、どういのお考えでこれ発表しよんか。ご意見どうですかと言うたら、もう「はい、よろしい」では言よるけど。

○白川副会長 完全公約以内が理想だから。

○美藤委員 逆やろ。この協議しなおすか一つ一つ言うたら長うなるから、どんなんかな

と違って最初に。

○白川副会長 今さっき、平野会長おっしゃったように、皆さんの意見出してもろうて、例えば決めるもん決める。統合するもんは統合する。どうやっても意見を集約していかないかん。今日これ出して、今日決めて、これもまた難しい。持って帰っていただいて、この辺はチャイルドシートの問題も、観音寺だけないじゃないか。大野原も豊浜もあるじゃないか、いやどうするんやという。一般市民はそういうのは非常に興味がありますので、それなんかどうすんや、いうことを皆さんの意見を聞く中で、次分科会でまた整合というか、調整して行って、次の会を出して、こうします、どうですか、というて決めていかんと。

○美藤委員 だから、ほんならもう一つの意見としては、バスの問題も福祉バス、いろいろバスというても実際言うんと、予算と、実際ものすごく合うてないんや、実際。ほんで、これ止めもならん福祉で、そんなもん実際1人か2人や、観音寺も乗る人。総合的になつたら、今度は病院を中心に老人対策するような意見を言うると、おたくの方がまとめて出すということになるんな。

○象山事務局次長 今日いただいた意見につきましては、また分科会の方に報告させていただきます。

○美藤委員 反復するわけ。いや、どうもすいません。会長がどうですかゆうから逐一言よつたらかなり時間が掛かってどんなんかなと。いや、はい、わかりました。

○久保委員 市民の代表である、識見を有するということの代表でございますので、私も40年ぐらい役所に勤めとった関係で、特に一番最後の9番の、俗に言う交通災害共済ですか、これ等も若いときに担当課長をしたときがあるんです。そのとき加入が65、6ぐらいあって、俗に1日1円保険ということで非常に有効であった訳なんですけど、ただこういう状態で市町がこれ見ますと、一番高いところで観音寺の30ぐらい、あとはもうぐんと低くなつとるんです。あと保険とか、いろんな共済制度がある中で、果たして地方行政が不特定の少数のために手間暇かける必要があるかないかということもやっぱり基本的に考えるべきだと思います。それがあってこれについては、いろいろ協議するということでありますが、やはりもう行政が身軽くするためには、やっぱり行政の切り捨てという表現ではないんですけど、やはりそうしないとなかなか切れんし、そうしたら職員についても0.5か0.3ぐらい人も要りますし、いろいろな手続がありますので、これも廃止という表現は悪いんですが、そこらあたりも十分シビアに協議を、私も自治会の方でしておるん

で、ずっと11月など募集するんですが、いつも市民課長となんですが、もう50切つて、それでなおかつ市がするというのはこれどうかと思うんでという話で毎年議論にはなっとんですが、そういうこともやっぱりシビアなうちに美藤委員言よったように、バスについても、いろいろそれは我々としてはサービスやめやということは言えんにしてでも、合理化というのは私は常にいいことでなく、不便なことは不便ですよと、合併したら市の役場も市役所も遠くなるし、いろいろ不便がありますよと、しかし合理的にする場合は多少の辛抱は我々はせないかんでという状態と言よんですが、その点協議の対象になるかならんかはわかりませんが、ひとつよろしく願いいたします。

○議長 これ私が言うんどうかと思うんじゃけど、やっぱり傷害保険につきましても、うちの場合も毎年減っていきよんです。何でてゆうて、農協さんが非常に熱心に農協共済のものすごく熱心に勤めるんです。両方入らんでええがいうて、ほんでもう次第にうちは極端に減ってしまいよる。今、言わはったように、こなに減ってもせないかんのかという、そこら辺は十分調整せないかんとおもいますけど。

○美藤委員 そりゃ市も、ものすご減って、手間だけかかんりよる。

○議長 うちは、もうものすご減って、何%ぐらいしかない。昔はようけ入ったんで。

○美藤委員 自衛策でがんばんりよる。

○白川副会長 やっぱり、少ないときは保険料も高いん。

○美藤委員 保険料は高い。

○久保委員 保険は安い。

○議長 保険料は同じ額。

○大倉委員 保険会社 赤字なんや。今も正直言うて。

○美藤会長 保険会社がもう採算取れんゆうて。

ちょっと値上げしたらゆうたら、保険会社は逃げる。

○大倉委員 観音寺市も800円ぐらいかな。

○美藤委員 800円に。

○大倉委員 840円。今度はまた変わる。

○白川副会長 また、下がるんかな。掛け金と今度保険金、終身が始まる。

○大倉委員 現在点で保険料のランクが決まるらしい。

○白川副会長 1,200円で保険会社が喜ぶ。

○佐伯副会長 巡回バスの方なのですが、今、豊浜検討中というて書いとんですが、これは実は今年、敬老年金ということで、もう平均寿命が女性が85、男性80近いというようなことで、80歳以上99歳までが1万円支給しよったんです。ほんで、100歳以上は10万円ということで支給しよったんで、もう平均寿命が上がってきたから、少し検討しようということでスクラップ・アンド・ビルドでないんですが、80歳代の方だけ2,000円を減額したんです。そのかわり巡回バスというたら、非常にバスを買うたり、車を買うたり、ひょっと事故が起こったり云々というんで、今ちょっとタクシー券みたいなことで検討しよんです。出たお金でタクシー券でいったらどうだろうかなというような施策的にやっていきよんで、調整の中でなかなか新市になるまではやり方というんが、なかなかここで議論しても難しい面が非常にあると思うんで、それまでに専門部会等で十分議論していただいとって、ある程度案が出た段階で、それに対して検討するというんも一つの手じゃないだろうかなと、こういうようなんが、それぞれ市町で実情が違いますし、さっきの補助金もそうだと思うんです。もう一生懸命しよるとこと、補助金だけを当てにしてしよるとこと、いろいろその辺もあるんで、市町でそれぞれの実情本当に把握した中で、本当に会長さんの話じゃないんですが、切っていけるとこはもう切っぺいこうというようなとこでやらんと、なかなか調整というんが非常に難しいなと思って心配はしよんですが。以上です。

○美藤委員 言うより、今度思い切って合理化や。そうせんと、そのまままで上げたら、誰が市長になっても考えただけでもたんやろ。

○議長 うちの行政バスも、大体琴参バスの廃止に伴う、それに代わるべきものをというてしよんで、やっぱり観音寺駅中心にして豊浜へ向けていきよった琴参バスから、大野原へ向けていきよった琴参バスが福田へ向けて、それが廃止になるというんで、それにかわるべきというんで始めたんじゃ。ほんなら、観音寺へ何で行かんのというたら、やっぱり観音寺、車じゃなしに電車に乗る人がないというんで、ほんなら観音寺は行かんと町内を巡回したらよかろうかということになつたんじゃけどな。どこでも大体、ほじゃけんな……。

○美藤委員 ほじゃきんな、こっちにないが言うのが発端なんじゃろ。

○議長 ほじゃけんな、今からまたそれはもう大体お話ししたけん、今からどのように巡回するか。当初それが基本になつたけど、おんかれよったんじゃ。それ。そこばっかり行って町内まんべんに回らんじゃねえか、言われて。それはもとはここだったんじゃけん、

それをもとにして回しよったんじゃという説明をしよったんじゃけどな。そこら辺、なお十分詰めさせていただいて、また……。

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ないようでございましたら、ひとつよろしく承認させていただきます。

それじゃ、ここでちょっと10分間休憩させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

〔休憩〕

○議長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開させていただきます。

それでは、協議第23号-11各種事務事業(国民年金関係)の取扱いについて、事務局より説明願ひします。

○事務局 それでは、失礼いたします。

事務局調整班の合田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、各種事務事業(国民年金関係)の取扱いについての調整方針でございます。説明資料の30ページをお開き願えたらと思います。

国民年金関係業務については、国の制度に基づき現行のとおり新市に引き継ぐものとするというふうに調整方針を提出させていただいております。国民年金の制度につきましては、全ての人が共通に基礎的な年金を受けられます。基本的には、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方、皆さん国民年金に加入いたします。企業や自治体に勤められている方につきましては、厚生年金とか共済年金も合わせて加入するという2階建ての構造になってございます。

その国民年金の関係業務につきましては、基本的には国が保険者となって、その年金業務を運営するというので、基本的には国の業務でございますが、被保険者のうち1号被保険者、自営業者とか農林漁業従事者、学生等につきましては、第1号被保険者となっております。その資格要件などについて、住所要件とか年齢要件とかを基本にいたします関係で市町が行っております住民基本台帳などの事務、戸籍などの事務と非常に密接な関係があることから、その1号被保険者の加入、脱退に関する事務、住所などの異動の届け出、保険料の免除に関する事務などにつきまして市町長が行うこととなっております。

これらの事務については、法定受託事務ということで法律に基づき、市町が国の制度の基準により一律に事務を実施してございます。

それでは、31ページに年金の給付関係の事務の状況をお示ししてございますが、この国民年金業務につきましても、先程申し上げましたとおり、国の制度に基づいて全国一律に行われる業務でございますので、若干の表現の違いはございますが、基本的には同じ基準に基づいて行われている業務でございますので、調整方針といたしましては、国民年金業務につきましても、国の制度に基づき、現行のとおり新市に引き継ぐものとする、とさせていただきます。

各種事務事業(国民年金関係)の取扱いについては、以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長 ただいま事務局より説明がございました。

何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 それでは、ないようでございますので、よろしくお願申し上げたいと思います。

○議長 協議第23号-17各種事務事業(農林水産課事業関係)の取扱いにつきまして、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、失礼いたします。

調整班の合田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

協議第23号-17各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて、その調整方針の案のご説明をいたします。説明資料の32ページをお開き願えたらと思います。

各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて。

1 農業振興関係については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 農業振興地域整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整し、新たに計画を策定する。

(2) 水田農業構造改革対策については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(3) 国庫補助事業、単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、合併時に再編統一する。

(4) 市町単独事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。

(5) 有害鳥獣駆除関係については、合併時に再編統一する。

(6) 生活研究グループ等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに統合されるよう調整に努める。

(7) 農業関係団体への補助金、負担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。

2番といたしまして、土地改良関係については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 国庫補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、継続事業は現行のとおり引き継ぎ、新規事業については合併時に再編調整する。

(2) 単独県費補助事業については、合併時に大野原町の例により統一する。

(3) 市町単独事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。

続きまして、33ページですが、(4) 土地改良区関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(5) 香川用水関係事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。

(6) 災害復旧事業については、合併時に再編統一する。

3番といたしまして、林務水産関係について次のとおり取扱うものとする。

(1) 林業関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(2) 水産関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(3) 国庫補助事業、単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(4) 漁港海岸の占用料については、合併時に観音寺市の例により統一する。

以上が調整方針でございます。

それでは、各々の説明の方に入らせていただけたらと思います。

まず1番といたしまして、農業振興地域整備計画についてでございます。34ページ並びに35ページをお願いできたらと思います。

この計画は、農用地などをできるだけ保全確保すること、また農用地区域に係る制度の適切な運用を図ることが必要なことから、国の基本指針に基づきまして策定されたもので、現在1市2町それぞれ策定しており、農業振興地域の除外等の個別の見直し、また全体的な見直しを随時行っているところでございます。合併に伴いまして、新しい市の農業

振興地域整備計画が必要のことから、1の(1)といたしまして、農業振興地域整備計画については現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整し、新たに計画を策定する、との調整方針でございます。

続きまして、(2)の水田農業構造改革対策でございます。36ページ並びに37ページをお願いいたします。

この事業は、平成16年度からの新しい事業で、香川型水田農業振興総合対策事業でございます。生産調整対策事業、昨年までの転作にかわる事業でございます。昨年までの減反面積を配分する制度から米の生産量を配分する制度に変更されております。この制度につきましては、生産調整決定方法、構成メンバー、周知方法、確認方法等に違いがございます。また、平成20年以降については、JAに移行いたします関係上、調整方針といたしましては、水田農業構造改革対策については、現行のとおり新市に引き継ぐ、との調整方針でございます。

続きまして、(3)の国庫補助事業、単独県費補助事業関係でございます。38ページから40ページまででございます。

国庫補助事業といたしましては、地域マスタープランに基づきまして、総合的また計画的に実施される事業でございます。また、単独県費補助事業といたしましては、野菜、果樹、花きの生産振興、産地育成を目的とした多彩な園芸産地促進事業、地域の水田農業ビジョンに基づく水田農業の振興を目的とする水田農業経営確立対策事業、創造性に富んだ収益性の高い農業を事業化するチャレンジ活動を行う創造型高付加価値農業育成対策事業、また新規就農希望者を受け入れるための宿舎、研修施設などを整備する新規就農希望者受入施設整備事業等がございます。

これらの事業の国、県の補助率は同率でございますが、市町上乗せ補助分について違いがございます。事業そのものは継続いたしますが、市町上乗せ分について調整が必要ということから、1(3)といたしまして、国庫補助事業、単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、合併時に再編統一する、との調整方針でございます。

続きまして、(4)といたしまして市町単独事業関係でございますが、41ページをお願いできたらと思います。

新生産調整推進対策牧草種子導入事業、転作作物推進事業、土づくり推進事業等、事業目的が明確で推進途中のもの、また継続的な事業についての調整方針でございます。

(4) といたしまして市町単独事業については現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する、との調整方針でございます。

続きまして、有害鳥獣駆除関係でございます。42ページをお願いできればと思います。

現在、所轄猟友会が香川県猟友会観音寺支部と豊浜支部の2団体がございます。また、有害鳥獣捕獲市町の補助金、有害鳥獣防止対策補助事業関係につきましても、それぞれ違いがございます関係から、(5) といたしまして、有害鳥獣駆除関係については、合併時に再編統一する、との調整方針でございます。

続きまして、(6) といたしまして生活研究グループ等ということで、43ページをお開き願えたらと思います。

大野原町、豊浜町にそれぞれございまして、主に自治会単位の研究グループですが、またその他のグループといたしましては、豊浜町の梨加工研究会、メロン加工研究会でございます。それぞれの団体に独自性がある関係上、支部は支部として活動は存続いたしますが、母体組織を統合する必要がある、(6) といたしまして、生活研究グループ等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに統合されるよう調整に努める、との調整方針でございます。

続きまして、(7) 農業関係団体への補助金、負担金関係でございます。44ページ並びに45ページをご覧いただけたらと思います。

各種農業関係団体、生産組織育成団体、畜産関係団体への補助金などにつきましては、現在多くの団体に補助をしております。そのような関係から、再編という意味も含めまして、(7) といたしまして、農業関係団体への補助金、負担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する、との調整方針でございます。

続きまして、2といたしまして土地改良関係でございます。

(1) として、国庫補助事業関係でございますが、46ページをお開きください。

ここには、観音寺市、大野原町、豊浜町の事業をお示ししてございます。国、県の補助部分につきましては、コースによって補助率は異なりますが、それぞれの補助金交付要綱に則っての補助率でございます。市町負担分についての違いがある関係で、調整方針で2の(1) といたしまして、国庫補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、継続事業は、現行のとおり引き継ぎ、新規事業については、合併時に再編調整する、との調整方針でございます。

続きまして、単独県費補助事業関係でございます。47ページをお願いいたします。

単独県費補助事業につきましては、事業主体が市町また各土地改良区でございます。県の補助分につきましては、補助金交付要綱に基づきましての補助率である関係上、同じでございますが、市町上乘せ分また香川用水非受益地関係の取扱いに違いがあるための調整方針で、新規事業も含めまして(2)といたしまして、単独県費補助事業については、合併時に大野原町の例により統一する、との調整方針でございます。

続きまして、2の(3)市町単独事業でございますが、48ページをお願いできたらと思います。

市町単独事業につきましては、道路、水路などの事業種別、採択基準、補助率等さまざまであるための調整方針で、2の(3)といたしまして、市町単独事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する、との調整方針でございます。

続きまして、49ページの土地改良区関係団体でございます。

土地改良区の取扱いにつきましては、市町の従来の経緯や実績等、差が大きいと思われまます。また、関係者及び関係機関との協議に時間を要すると考えられます関係上、2の(4)といたしまして、土地改良区関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ、との調整方針でございます。

続きまして、(5)の香川用水関係事業でございます。50ページをお願いいたします。

現在、経常賦課金については、市町が負担しております。また、維持管理費関係の徴収事務を土地改良区が徴収しているもの、またその他の団体が徴収しているものなど、関係事務の取扱いに違いがあるための調整方針で、2の(5)といたしまして、香川用水関係事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する、との調整方針でございます。

続きまして、(6)の災害復旧事業関係でございます。51ページをお願いしたらと思います。

農業用施設、農地とも1市2町、補助率については同率でございますが、増嵩関係の市町上乘せ分についての違いを調整するためのもので、調整方針といたしましては、災害復旧事業については、合併時に再編統一する、との調整方針でございます。

続きまして、3の林務水産関係でございます。52ページをお願いしたらと思います。

(1)といたしまして、林業関係団体でございますが、林業関係団体での森林組合につ

いては、観音寺市、豊浜町が香川西部森林組合に平成13年9月1日に合併し、加入しております。現在、未加入の大野原町についても、1県1森林組合という国の指導により、18年3月を目途に加入する方向で調整中でございます。

以上によりましての調整方針で、3の(1)林業関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ、でございます。

続きまして、(2)の水産関係団体でございます。53ページをご覧いただけたらと思います。

三豊淡水漁業協同組合、大野原町、豊浜町、室本の各漁業協同組合が平成15年1月に合併いたしました西香川漁業協同組合、観音寺漁業協同組合、伊吹漁業協同組合などがございしますが、水産関係団体についても、3の(2)といたしまして、水産関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ、との調整方針でございます。

続きまして、(3)の国庫補助事業、単独県費補助事業関係でございます。54ページ並びに55ページをお願いいたします。

国庫補助事業関係については、現在、観音寺市さんが事業の方を実施しております。単独県費補助事業については、観音寺市、大野原町、豊浜町それぞれ実施しております。補助率、市町上乗せ分等同率でございますので、新規事業も含めまして(3)といたしまして、国庫補助事業、単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ、との調整方針でございます。

次に、(4)といたしまして、漁港海岸の占用料についてでございますが、56ページから58ページでございます。

施設管理利用料、使用料、占用料など、観音寺市、大野原町、豊浜町に違いがございます。これらを統一するための調整方針で、漁港海岸の占用料については、合併時に観音寺市の例により統一する、との調整方針でございます。

各種事務事業(農林水産事業関係)については、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

今説明が終わったところでございますが、補助金関係それぞれ土地改良始まって市単独、町単独ゆうようにいろいろあるんですけども、ご意見があると思います。ちょっと休憩させていただきます。

「休憩」

○大木事務局長 この各種事務事業の農林水産事業関係につきましては、特に新市建設計画の中でも農業振興ということは極めて重要な項目として言われておりますので、この本日もご提案さしていただきました取扱いにつきましては、一度継続と申しますか、一度持ち帰りまして再度、今度1市2町の首長さん交えて、この方針案一つ一つをひとつ分析していただきまして、後日この協議会で提案をさしていただくということでいかがでしょうか。

○大久保委員 はい、結構です。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○美藤委員 継続でいい。

○議長 今、事務局長が言いましたように、首長を交えて検討して、もう一遍、皆さん方にお諮りしたいと、そういうことでございますので、お願いいたします。

それでは、協議第23号-18、各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いにつきまして、事務局より説明願います。

○合田調整班員 失礼いたします。

調整班の合田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、協議第23号-18、各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて、その調整方針の案のご説明をいたします。59ページをお願いできればと思います。

調整方針といたしましては、各種事務事業(商工観光事業関係)の取扱いについて。

1 商工業の融資等については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 小口融資制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。

(2) 市町単独事業については、合併時に観音寺市の例により統一する。

(3) 中小企業融資審査委員会については、合併時に再編統一する。

2 商工業の振興については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 商工会、商工会議所については、将来の統合に向けて検討が行われるよう調整に努める。

(2) 商店街等活性化促進事業については、新市において観音寺市の例により実施する。

(3) 企業振興奨励金制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。

3 中心市街地活性化事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

4 観光事業については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 観光協会については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。

(2) イベント関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

以上が調整方針でございます。

それでは、順次説明をしていきたいと思っております。60ページ、61ページをお願いいたします。

1といたしまして、商工業の融資関係でございます。

この制度は、香川県信用保証協会へ融資原資の預託金を香川県と協調して中小企業の経営安定を図る制度で、融資原資、内容、対象者、返還期間及び返還方法、保証人、取扱金融機関などに違いがあるため、1の(1)といたしまして、小口融資制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する、との調整方針でございます。

続きまして、(2)といたしまして市町単独事業関係でございます。62ページ並びに63ページをお願いいたします。

観音寺市の単独の事業といたしまして、勤労者の生活資金などの原資を四国労働金庫に貸し付けすることによって、勤労者福祉の増進の基金として積極的に活用し、勤労者の福祉の充実を目的とした四国労働金庫貸付事業、香川県信用保証協会へ融資原資を預託し、地元小売業者が新・増築などを行う場合に融資を行い、近代的な店舗づくりを推進する小売商業近代化資金融資預託事業、63ページにお示しの各種融資完済者に対して保証料を助成する中小企業融資保証料助成事業などがございまして、これらの事業は新市においても幅広く事業を推進する必要があるため、1の(2)といたしまして、市町単独事業については、合併時に観音寺市の例により統一する、との調整方針でございます。

続きまして、(3)といたしまして中小企業融資審査委員会についてです。64ページをお願いいたします。

1市2町それぞれ設置されておりました、審査内容についてはほぼ同じでございますが、委員の定数、構成メンバーなどを調整する必要があると思っております。

調整方針といたしましては、1の(3)といたしまして、中小企業融資審査委員会については、合併時に再編統一する、でございます。

続きまして、2といたしまして商工業の振興でございます。

まず、(1)といたしまして、商工会、商工会議所でございます。65ページ並びに66ページでございます。

現在、観音寺市に商工会議所、大野原町、豊浜町に商工会がございます。これらの団体につきましては、それぞれの事情を尊重しながら、統合に向けての調整方針ということで、2の(1)といたしまして、商工会、商工会議所については、将来の統合に向けて検討が行われるよう調整に努める、との調整方針でございます。

続きまして、商店街等活性化促進事業についてでございます。67ページをお願いいたします。

この事業は、商店街の団体が商店街などの活性化を図るために実施する事業を行おうとする商店街の団体に対して補助を行う場合に、その経費の一部を負担し、商店街の活性化を図り、地域小売商業振興に寄与することを目的といたしました事業で、観音寺市さんの単独事業でございますが、合併時においては新しい全体の商店街に対する対応が必要という観点から、(2)といたしまして、商店街活性化促進事業については、新市において観音寺市の例により実施する、との調整方針でございます。

続きまして、2の(3)企業振興奨励金制度でございます。68ページをお願いいたします。

この制度は、工場の新・増築時に奨励金を交付する制度でございまして、助成の対象、内容等に違いがございます。そういう関係で、2の(3)といたしまして、企業振興奨励金制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する、との調整方針でございます。

続きまして、中心市街地活性化事業でございますが、69ページでございます。

この事業については、平成10年7月に中心市街地における市街地の整備、改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律が施行されまして、この法律に基づきまして市街地の整備改善及び商業の活性化の一体的推進が図られるよう行政と地域住民が一体となりまして、各種事業、施策を連携しながら、中心市街地の総合的、抜本的な再生、再構築を図り、魅力と活力ある中心市街地の形成を目指すものでございまして、中心市街地活性化基本計画に基づいて実施する事業でございます。観音寺市の中心市街地、商店街やJR観

音寺駅を含みます現在165ヘクタールが計画区域でございます。各種事業を69ページから71ページに記載してございます。

事業主体といたしましては、観音寺市また商工会議所、地元商店街などでございます。

調整方針といたしましては、3といたしまして、中心市街地活性化事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする、との調整方針でございます。

続きまして、4の観光事業関係についてでございます。72ページをお願いいたします。

(1)といたしまして観光協会でございますが、観光協会につきましては、観音寺市、大野原町、豊浜町それぞれに観光協会が設立されてございます。組織、事務内容、年会費などの内容に違いがございます。それぞれの団体の事情を尊重しながら、一体性確保のため統一に向けた調整が必要ということから、4の(1)といたしまして、観光協会については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する、との調整方針でございます。

続きまして、(2)イベント関係でございますが、73ページ、74ページでございます。

祭りを含めたイベント関係では、1市2町それぞれにございまして、ここに記載いたしておりますお祭り、イベント関係は、基本的には自治体協賛、商工会また観光協会主催の事業等でございます。それぞれのお祭り、イベントにつきましては、地域性また補助金、協賛金、ボランティア等違いがございますが、調整方針といたしましては、4の(2)といたしまして、イベント関係事業につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ、との調整方針でございます。

以上、調整方針を提出させていただいております各種事務事業の取扱い(商工観光関係)につきましては、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、今、説明が終わりましたので、ひとつご意見出させていただきたいと思えます。

はい、どうぞ。

○森委員 大野原町の森でございます。

この商工業の振興についてのところではありますが、将来的にここでの表現でありますと、商工会議所と将来一本になっていくというふうなニュアンスのこれ書き方になってお

るというふうに思っております。

我々商工会としての物の考え方は、当初は9町が一緒になって商工会議所という、商工会ということでやろうという議論もあったわけではありますが、行政の指導によりまして、一つの地域の違った行政のものが一本になるというのは、やはり問題があるというふうな今、意見であります。

そうしたらどうするのかということになる訳ではありますが、我々今検討しておるのは、大野原町と豊浜町の商工会が一緒になっていくと、商工会は存続をする。商工会議所とは一緒にならないと、こういうことであります。これはご案内のように、我々はやっぱり県内に商工会の中の職員がおる訳です。この職員は、県の職員の2年遅れの給料の形で県から補助をいただいているという経過でありますけれども、そういう中でやはり商工会の合理化といいますか、職員の人をどう減らしていくかという大きな問題があると思います。

そういう中で、我々といしましては、今、具体的には大野原と豊浜は職員が2名ずつが交換になって、両方の町の状況を分かるように職員の研修をやっている。これはどういうことかといいますと、職員の一つの人事権は、今県連の会長に全部預けて、昔は商工会の会長が自分のところの職員は、その商工会の会長が受け持ったということですが、県連に全部移したということは、将来どっかで定年者が出ていきますけれども、ここ10年というロングランで見た場合に、補充をしないという格好で職員を今の者の半分ぐらいにしていくという物の考え方の中でやっておるということでございますので、ここで商工会議所の方に合併をするといっても、そういう大きな事情があるということを経務局の皆さんはご理解をいただきたいというふうに考えております。

それから、一方ではやっぱり豊浜の事情はちょっと分かりませんが、大野原で記帳職員が2名おりますけれども、やはり青色の申告のやっておるのは今、106名おります。それは全部その人たちが記帳指導、いろいろなことをやっておるということですから、殆んどがそういう経営指導という形でありますけれども、結果的には青色の申告の指導をしておるということであるということもご理解願いたいと思います。

最近の話といしまして、この間県連からも来ましたが、県の方から合併についての検討会をやってくれということで、大野原と豊浜に約30万円ぐらいの金だったと思えますけれども、その予算の中で豊浜と大野原とがうまく合併する方法というものを議論してほしいということで予算が付いたということで、この間、豊浜の会長さん、今日おられますけれども、連絡があったかどうか分かりませんが、私にぜひとも会いたいという

ことで、私はどっちかという、もっと大きな商工会にしたらええじゃないかという話だったんですが、先程言ったように3町が離脱したもんですから、5町ということは森さん、無理ですよというのと説得を兼ねてこの間来られて、2町という形で検討してほしいというのが県の意向のようでありますので、ご報告させていただいて、そのような形で耳にさせていただかないと、商工会イコール会議所の方に行くといったら、恐らくまた会員はわあわあと騒いでくるという状況であるということをご理解願いたいと思います。

以上です。

○合田(久)委員 私も豊浜の商工会預かっておる以上、今、森さんが言われたちょっと補足というか、ちょっとご意見を述べさせていただきたいんですが、合併と同時に商工会も合併をしなければいけないということにはなっておりますけれども、会議所と商工会とは法的にも法律で根本的に違うわけございまして、会議所といいますと、6名の職員を会費で賄わないかんというようなことがあるんで、それにしますと会費をどうしても上げにゃいかんと。そうでなくても離脱する組合員がたくさんおる中で、今、会議所に入れと言っても到底無理な話であって、今のところでは不可能かと思えます。

なお、この商工会にしまして森さんが言われたように、今の現状では豊浜、大野原が合併すると、今までは3町もまだ枠組みが決まっておりましたので、それが一緒になればまたそこらも一緒になるんですが、今のところこういった状態で、大野原、豊浜というようなことで合併するようになっております。

それからまた、先程の業務内容にいたしましても、非常に零細な会がおるわけでした、今回また消費税の問題、1,000万円以上に消費税納付者が、この法が変わりまして1,000万円以上の人に消費税を課税するというようなことも、ほとんどがこれ商工会の職員にPRせえと、指導せえというような仕事が大幅入ってきました。なかなかこれも一般の人に認識をしてもらうのにまだ時間もかかりますし、今んとこ非常に仕事の量が増えてきたというような現状でございます。

以上、補足説明をいたします。

○議長 それでは、ひとつ済みませんが、ちょっと暫時休憩させていただきます。

〔休憩〕

○議長 それでは、再開いたします。

それでは、一応そういうことで原案どおり承認させていただきたいと思います。

それでは次に、協議第23号-20の各種事務事業(都市計画事業関係)の取扱いにつきまして、調整班長より説明願います。

○大久保委員 大野原町の久保です。

72ページの観光協会については、先程と一緒に速やかに再編調整する。これは皆さんもご案内のように、恐らく新市においても農業、工業、商業、そして観光の調和のとれたまちづくりとなると思うんです。さすれば、やはり先程申し上げたように、農業振興並びに土地改良事業と一緒に、やはり合併までにはきちっとした私は体制を組んでおくべきだと思うんです。やっぱり合併したと同時に観光協会が先頭に立って観光の事業等には取り組むべきと思うんで、速やかに再編調整するのでは私は遅過ぎるんでないんかと思うんですけれども。

以上です。

○議長 どうでしょうか。

○象山事務局次長 議長さん、この観光協会というのは、行政の中の組織ではないわけなんです。あくまでも独立した団体になってるわけなんです。

○大久保委員 そんなんわかっとる。

○象山事務局次長 ですから、独立した団体のことを、統合するとは言えませんので…

○大久保委員 指導はせにゃいけまいが。

○象山事務局次長 ですから、再編調整に努めさせていただくという言い方をさせていただいているんです。自分のとこやったら、一本にするとぱっと言えるんですけれども、あくまで一つの独立した団体でございますので、速やかに再編調整するという書き方をさせていただいています。

○大久保委員 それはおかしいやろ。かなり、補助金いっきょんちがうん、行政から。

○大木事務局次長 それともう一件ですが、この1市2町の観光協会が、観音寺市の場合は社団法人観音寺市観光協会というふうになっておりまして、そのあたりになってきますと、定款とかいろいろ変える、いろいろな諸手続を踏まえなけりゃならんと思うんで、そういう意味で「速やかに」というような文言で調整案を提案させていただいております。

当然、事業としては、観光事業としてはこれは一体になるような事業でやっていかなきゃなりませんので、組織はそういう内容ですが、事業等につきましては統一に向けた事業

をいち早く考えていく必要もあるのではないかと考えております。

○大久保委員　こんな観光のまちづくりは、これは行政がやるんか。観光協会は何ちゃなしの下請けか。

○白川副会長　これは、新市になって組織機構の中で観光振興課になるんか商工観光課になるんかは別として、そういう一つの組織ができると思うんですね。そこがやっぱり芯になって、観音寺も大野原も豊浜も一緒、指導というか、協力し合いながら、それを整合して観光拠点をどこにするんか、萩の丘をどうするんか、あるいは共同にするんかとか、それを調整をしていって、自然とまとまっていくんじゃないかなと思うんですね。

この会費の問題は、これはだからそれは観光協会ご自身が、メンバーご自身が一度協議していただいて、おれは1,000円しか払いよらんのになんで、2,000円になるんや。とか、そこらあたりの調整は必要だろうと思うんですけどね。そういう調整はしていかにかいのかのじゃないか。急に新市になったときに、この観光協会自体をまとめるちゅうのは非常に難しいんじゃないだろうかという気はするんですけどね。

○議長　観光協会、3つを一つにするんだらう。

○白川副会長　いやいや、だから一つにするにしても、いわゆるこの新市になって速やかに調整をして一つにはするんじゃないけど、やっぱりある程度ソフトランディング的にやっていかんと、これ会費の金額が全然違うし……。

○森委員　大野原の森ですけど。これいろいろ、これは大野原の観光協会やってるけれども、物の考え方とすれば、大久保議長さんが言われているのは、この観音寺市の観光というのは大きな意味でどういうものをアピールするかとかという問題は、行政といろいろ話ししながら、イメージづくりはやっていかにかいかんとというのが一つありますね。

それから、今度現場の我々から見ますと、基本的には言われておる問題は、大野原も今まで萩まつりもあつたり、いろんな事業をやっておる問題は、それは地域のやっぱりそれその地区のことなので、活性化も含めて、これは絶対に守りながらイベント等はやってくれないかと、こういうことなんですよね。

その中で、私は一つの物の考え方、そうやっていったときにどうするかというのは、ここに補助金がこっだけ観光協会にあるから、その中で観光事業やれえちゅうたって、なかなかできるものではないんです。余計くれたら、それは何か呼べば、すぐ行ってしまつて赤字近い問題になる。そうかといって、やっぱりその地域の人が楽しむとすれば、みんなが総勢で出て盛り上げるという体制をしていくとお金はかからないんだけど、マンネリ化

じゃないかというやっぱりご指摘もいただいたりするわけですが、そういう中で総勢言われたって、やっぱり今まである問題はちゃんと残しとってくれないかということもあって、私も今晚、観光協会の総会やるんですけども、少々残り過ぎとるじゃないかと、こう言われるんですけども、今度逆に言うたら、なかったら、あるきに使ってしまいよると、そのイベントを呼ぶだけの話になっちゃうし、そうかといってみんなのアイデアによって、ずっとこれでいこうじゃないかといったらいらぬ年もあるという、非常に難しい舵取りを今からもこれ、新しい会長になった人はそういう問題が出てくると思うんです。その中でやっぱり観音寺ですから、もっと大きな形で何か、よそさんにわかってもらえるようなものも考え出さないといかんという2つの両面あると思いますんで。

○大久保委員 全然別個の行政とは違う団体だというような考えもされとんでしょうけれども、私はやはり1市2町が合併して新たな市になったと、6万6,000人の市民の心を一つにするというようなことを考えたら、やはりこういった大きなイベントとか、こいなんが手っ取り早いと言ったらおしかりを受けるかもわからんけれども、こういった事業を行うことによってやっぱし市民の心が一つになると思うんで、それからいけば私は行政でないから相談してというのではなしに、やはりもっと積極的に話を持ちかけて、用意ドンで出発できるような体制にすべきだと私は思うんですけどな。

以上です。

○象山事務局次長 1市2町が合併して一体化するわけですから、観光協会の方についても一体化になるよう、積極的に働きかけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○白川副会長 これ一度観光協会のトップというか、主立った人に皆集まってもろうて、どよにしたらええんか、先に相談してくれた方が、我々行政の方からどうのこうのと言うより、やっとなることはお互い同じことをやっとなや、実際は、観音寺の方は…。豊浜さんはちょうさ祭りかなあ。そのあたりをちょっと一遍寄ってもろうて、どうするんないうことを組織はひとまとめに……。

○森委員 結局ね。合併したら補助金折角つくったってみな、受けられんところが出てくる。そうなってしまったら、今度今までやっとなるやつが続けられないという実態が出てくる。それは、また別の事情がある。

○白川副会長 それをどうするんかと。継続していくんか。

○森委員 一遍話し合いせないかん。それは全体の観音寺の観光協会の問題というんで

なしに、例えば観音寺は今までのままで、観光協会の大野原支部になるのか、別にするのかゆう組織があって、その中に今までのものも上手に使いもって、イベント等を運用しないと、持っていかれてしまって、なしになったと、大野原も観音寺の銭形をええやないかといったら、恐らく…。

○白川副会長 銭形はやりりょらんですよ。観光協会は。商工会議所ですから。

○森委員 ああ、商工会議所。

○白川副会長 はい。ですから、うちの観光協会は正直言って、殆んどやってないんですよ。殆んどやってない。コミュニティーセンターにちょうさ飾つとんと、それからさくら茶会も殆んどボランティアでやってますんで、観光協会の事業というのは殆んどないんです。ですから、そんなに大きな事業、ただ補助金は年間800万円ぐらいは人件費とか維持管理費でいっとなですけれども、殆んど活動してないですね。

いわゆるその代わりにうちの商工観光課がいろいろやっておる。まだ大野原が力を入れた方がそういう萩まつりとかでどどん力を入れとんのは、大野原の方が力を入れとんじやないですか。

○森委員 そうですか。

○白川副会長 うん。

○佐伯副会長 豊浜の場合は、行政が直接タッチしないようにというようなこともあって、伝統行事、イベントについては、観光協会が自治会とか協賛とかということで、この下に実行委員会をおいて実施をしようと、こういうような運営方法で、ほやけん、これまでの伝統行事、イベントについては、新市においても引き続き実施すると、こういうことになったら、やっぱり観光協会としてそれぞれのよりのやり方を引き継いでなってくるように思うんですね。今、森さん言われたように、一つにはやっぱりまとまらんといかんけど、その中からやっぱり枝葉が出てくる。それがやっぱり少しの間は期間は必要じゃないんדרろうかなとも思われますけどね。いっぺんに一つにまとめてやると非常に難しい問題もあるような気がするんで。

○森委員 観光の会長さんが寄って組織を一本化せんと、イベント続かんということで、そういうことで……。

○議長 ほんなら大久保委員、そういうことで、これもひとつ、今、言うようないろいろ意見が出よんで、そこら辺も踏まえてひとつ協議していくということで……。

○白川副会長 やることが一番ええと思うんで、たとえば観音寺の駅前に観光案内がで

きますんで、市町がひとつになってできたときには、豊浜ちょうさまつりも宣伝せにゃい  
かんし、萩まつりの宣伝もせにゃいかんし、豊稔池も宣伝せにゃいかんし、そういうこと  
ではやっぱり観光協会の皆さんが集まっていたいて、どういう組織にする、支部でもえ  
えし、何でもええんですけど。補助金の問題、これ絡んでくるんで、じゃあ新市において  
従来どおり補助金はくれるんだとか、削るんだとか増やすんだとか、そういうのを知りた  
いんですよね。

○合田（久）委員 豊浜の合田です。今、豊浜の町長からもちょっと言われましたよう  
に、豊浜にも観光協会がございまして、豊浜の観光といえば、ちょうさ祭りしかございま  
せん。これは昨年度、どうせこれは合併が実現したら、こういった費用はないじゃろうと  
いうようなことで、そういう声が盛り上がりまして、各企業なりに何人かで回ったわけ  
で、目的もそういった豊浜の祭りをにぎやかにやろうと、合併したらどこの観音寺にしる  
大野原にしる、皆各自治会に太鼓を1台ずつ持っておりますし、恐らくそういった予算、  
補助金等は今までのような盛大なことはできんだろうというようなことの起こりから募金  
を始めましたら、去年、これ額を言うてどうかわかりませんが、680万円ぐらい寄りま  
した。一遍に使うわけでないんで、お客もテレビ、その実感としてテレビ宣伝ぐらいすれ  
ば、お客はかなり寄ってきます。これは成功だったなど、こう去年初めてやったのがそう  
思うんですが、これもずっと引き継がないかんので、いろいろこれは豊浜の人はちょうさ  
ばかりで、そういう寄附は何とかやってくれるんで感謝しとるわけですが、これ観光協会  
の下に豊浜ちょうさ祭り実行委員会というのがありまして、そこが主に運営やつとるわけ  
でして、観光協会そのものの活動は盆踊りとお祭りと、苗手火祭りはもうなくなりましたけ  
れども、その2つぐらいが主な行事でございまして。ちょっとそういった点ご披露しておき  
ます。

○議長 はい、どうぞ。

○久保委員 実は、いろいろ法的に法人格とかいろいろな状態があつて、1市2町にま  
たがっておるものについての合併等もなかなか難しいかもわかりませんが、やはり新市が  
平成17年10月11日に発足ということで決まっておる以上、やはり合併協の方がもう  
少し汗をかいてあげて呼びかけをして、調整のできる、合併のできるものはできる、でき  
ないのはできないということ、それは当然団体の意見もありますが、そういう呼びかけは  
やっぱり必要であろうかと思ひます。大久保議長さんのおっしゃるように、速やかにむし  
ろ合併と同時ぐらいに、やはりそういう団体を整理しないと、いつまでも1市2町で、ば

らばらと言うたら表現悪いんですが、やりますと、合併の意義というのがなかなか難しい  
と思いますし、それで地域の今までやっておくことについては、最大限尊重しながら合併  
するところは合併をして組織を一つにすると、これ今日の議題ではないんですが、私も自  
治会の方で出ておるんですが、やはり私の方から呼びかけすると、観音寺がどうも2町の  
吸収しよんかなと言われるんで、なかなか声もかけられないんで、そこらあたりは、むし  
ろ合併協の方で自治会の代表なら代表を呼んで、どうでしょうかというような状態の呼  
びかけをやっぱりしていただいて、新市発足と同時に自治会の方も組織づくりでばちんと  
いって、協力できる体制というのもしやっぱり必要であろうかと私は思っております。

以上です。

○議長 いろいろご意見を承ったんでございます。それらを踏まえてひとつまた調整させ  
ていただきますんで。

それで、ひとつご了解いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 それでは、一応そういうことで原案どおり承認させていただきたいと思います。

それでは次に、協議第23号-20の各種事務事業(都市計画事業関係)の取扱いにつ  
きまして、説明願います。

○好川調整班長 失礼いたします。

それでは、協議第23号-20、各種事務事業(都市計画事業関係)の取扱いについて、  
ご説明を申し上げます。

都市計画事業関係の取扱いについての調整方針であります、

- 1 都市計画区域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整をする。
- 2 用途地域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において都市計画区域の再編と同  
時に指定調整をする。
- 3 都市計画道路整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において都市計画区  
域の再編と同時に再編調整する。
- 4 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。
- 5 都市計画審議会については、新市において新たに設置をする。

以上が調整方針であります。

恐れ入ります。76ページをお開きください。76ページに各市町の都市計画の状況を  
添付しております。

都市計画区域につきましては、観音寺市が昭和8年に指定をいたしまして、昭和44年に変更し、現在に至っております。

豊浜町においては、昭和9年に指定、平成3年に変更で現在に至っております。

用途地域につきましては、観音寺市が11種別を地域を指定いたしております。

都市計画道路につきましては、整備計画、観音寺市が17路線、豊浜町においては14路線でございます。

整備状況につきましては、観音寺市が平成14年10月1日で都市計画道路全般の見直しを実施いたしまして、継続、新規、その他の事業を実施しておるような状態でありませぬ。

豊浜町におかれましては、現在都市計画街路の見直しを検討中ということでございませぬ。

都市計画のマスタープランでございますが、マスタープランにつきましては、平成12年に観音寺市が策定をいたしまして、整備スケジュール、短期、中期、長期という形のスケジュールで策定をいたしております。基本方針として5つの基本方針を上げております。

次の法に基づく事項及び首長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査・審議する都市計画審議会でございますが、これにつきましては、観音寺市さんが設置をいたしまして現在に至っております。77ページに、これにつきましてはの先進地事例と関係法令を添付いたしておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

都市計画事業関係の取扱いにつきましては、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、ご意見ございましたら出していただきます。

ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 それでは、ないようでございませぬので、協議第23号-20、各種事務事業(都市計画事業関係)の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

続きまして、その他に移りたいと思っております。

第5回、第6回、第7回の協議会日程につきまして、総務広報班長より説明をお願いします。

○事務局 総務広報班の石川でございます。よろしく申し上げます。

その他といたしまして、78ページをお開きください。

第5回から第7回までの協議会のご案内ですが、来月から月1回の第4木曜日を予定しております。

(1) 第5回の協議会が6月24日、(2) 第6回の協議会が7月22日、(3) 第7回の協議会が8月26日でございます。

場所と時間につきましては、いずれも午後1時30分から当会場で予定しております。

一応この日程で参りますが、審議の状況に応じまして変更がありましたら、事前にお知らせいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、協議内容につきましては、調整のついたものから順次協議項目に上げたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

今の日程につきまして説明をしましたが、今まで月2回を月1回ですということ、調整事業に入っておるので、なかなか事務局がついて回んらしいんで、月1回にしてでも大体いけるだろうという事務局の見通しでございますので、1回にさせていただきたいと思うんですけど、ご意見ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 それでは、ただいま事務局が説明申し上げましたとおりにさせていただきたいと思えます。

それでは次に、事務局より今後の協議、協定項目の調整方針案についての新たなご説明がございますので、お願いします。

○大木事務局長 長時間ご審議どうもありがとうございます。

先程調整方針案の中の取扱い等につきまして、委員さんの方からいろいろご質問あるいはご意見をいただきましたが、ここで改めて再度ご確認の意味でご報告申し上げたと思います。

まず、合併協定項目についての調整方針案であります、調整の基本的な考え方は、事業を存続するもの、一元化するもの、廃止するもの、この大きく3つに分けてございます。その中で存続するものにつきましては、1市2町で共通しているものでございますから、これは現行のとおり新市に引き継ぐと。

次に、統合、再編と一元化していくものでありますが、統合につきましては、統一す

る、随時調整する、速やかに調整する。また、再編につきましては、随時再編する、速やかに調整再編していくというようなことをご確認をいただいております。

そしてまた、廃止につきましては、合併時廃止する、新市において廃止するというところで、これも先の第3回の協議会の中でご確認をいただいたと思っております。

協議会におきましては、事業の調整方針案につきましてご協議いただき、事業の基本的な調整方針案が了承されましたら、これに伴いまして後日また分科会等で再度、今度は事業の調整をしていただくこととなります。

そして、12月の住民説明会で、このような方針で参りますというようなことを含めて、住民の方に説明をさせていただきます。そこで、住民の方から意見を聞く中で、それに基づきまして合併協定書に調印をしていただき、3月の各市町の合併議決の後、4月以降の合併協議会で、また随時その調整方針に基づいて報告をさせていただくような内容になろうかと思っております。

そこで、そのような流れで今後進めてまいります。合併協議会の委員さんにおかれましては、先程随時調整方針案を提案させていただきましたが、その協定項目の内容につきまして、存続より廃止の方がいいではないかとか、そういうご意見がございましたら、その場でご発言を願うことにより、全委員の意見、そこで全会一致でこういうことではないかということになりますれば、方針案を変更させていただくような形になろうかと思っております。

委員さんの方で修正をしていただいて、ご提案をしていただくこととなりますが、逆にまたまとまらないときには継続協議ということで、再度次回に提案をさせていただくということになります。

また、調整方針には賛成であるけれども、先程も貴重なご意見をいただきましたが、今後の調整において意見がある場合につきましては、その都度ご発言をいただいて、今後の部会あるいは分科会の調整の参考とさせていただいたらと思っております。

それからまた、調整方針案の中で合併時再編統一する、再編調整するものにつきましては、協定書に調印しまして合併議決をいただきましたら、その後その都度その項目につきましては、また分科会、専門部会で協議いたしまして、合併協議会に報告をさせていただいたらと思っております。

それから、新市において調整再編するというものにつきましては、原則的には新市発足後、調整していくことになろうかと思っております。

合併時まで具体的にその方向性が出るものについては、また協議会でご報告をさせていただくことになろうかと思えます。したがって、先程の調整方針案の取扱い並びに委員さんのご発言の中でご意見として賜るもの、あるいは調整方針案を変更してするもの、それからまた合併時に統一するもの、あるいは新市において調整するものという内容につきまして説明をさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願ひしたらと思えます。

大変長時間、貴重な時間どうもありがとうございました。

○大久保委員 どうもったって、おまえ。

20ページの協議第21号新市の市章、花、木、これについてもう一遍説明してくれや。平野会長が言よったんと全然違うよ、私が確認しとんは。

○大木事務局長 新市の……。

○大久保委員 新市において新たに定めるでええんか。

○大木事務局長 はい。ですから、それにつきまして、結局その……。

○大久保委員 さっき会長は、発足までに市章は決める言うたんちゃうん。私はそういうふうを受け取ったよ。

○議長 なるべく早う決めないかんは言うたけど、ひとつも決めるとは言うたらん。

○大久保委員 新市のときはバッチつける言よったやん。

○議長 やっぱりそのぐらいにせないかんという、そのぐらいにしたいという……。

○美藤委員 いや、それは今の悪いけど平野会長が言うように、新市に改めたバッチやつけた方が良かると、そのためには専門家も呼んだり、また住民にもご意見を集約せんかという、それまでに決めてしまうという言い方ではないとわしは思うとる。

これは新たに、この問題は大きいからいろいろ協議しませんかと、ほんなら一つの案としてやっぱりバッチやは、新市やというときには、つけとった方がよかろうと、私はそういうふう理解をしたんやけど。

○大久保委員 ほんなら、新市において新たに定めるて、既存のは使わないということじゃの。

○大木事務局長 いやいや……。

○美藤委員 それも含めて市章や花や木もということじゃ。

○大木事務局長 それらにつきましては、一応従来のもも含めて新市において調整をさせていただきますと……。

○大久保委員 市章も花も木も……。

○大木事務局長 ということになります。

ただ、その……。

○大久保委員 市章は違う言うたやん。花や木は既存のものでもかまん。市章については全然別個で言うたぞ。言よること違うぞ。10分前に言うたんと。

○大木事務局長 新市において制定するということで、そのまま引き継ぐという内容ではない訳です。

ただ、そのものを使ったとしても、新たに新市において制定をしていくということになるのかと思います。

○大久保委員 いや、ほんで既存も可か……。

○大木事務局長 いわゆるその……。

○大久保委員 市章も何も。

○大木事務局長 はいはい。ただ、その市章を決める際に、先程会長が言われておったように、公募をして決めるか、あるいは専門的な……。

○大久保委員 そんな事、聞つきよらん。既存も可がええんかと。

○大木事務局長 一応選択は可として……。

○大久保委員 それを決めとかな、前に新市の名称でもめたように。きちんと決めとけよ。こいな事はっきりしとかんと……。うん、決めとかんと、あやふやにしとったら、それこそおごといくぞ。

○白川副会長 3つを全部オフアにして新しく市章を決めるんか、既存のものも。

○大久保委員 可とするんか。これはきちっと決めとってもらわにゃなあ。全然さっきの答弁と違うぞ。市章は新たにするけど、花と木は既存のものも構わないと私は理解したんじゃがのう。あんたのさっきの答弁では、一応白紙と、また決めなまた決められるわけで、その場合は白紙ということを言われとったんで、白紙でどうですか。

○大木事務局長 白紙といいますと……。

○大久保委員 今の市章にしろ、この場合では、白紙。また後のについては、何するの今後課題だと。

○白川副会長 その件については、今度の協議会で考えてもろうて、協議会の皆さんでまた意見出してもろてどうですか。

○大久保委員 ここは大事じゃけんなあ。

○森委員 そして、今の観音寺のつけとる丸と四角があって、仮にそれ使わんとしたっ

て、新しい感覚の人がデザインをかいたらイメージががらっと変わりますよ。

○白川副会長 違うデザインなる。

○森委員 同じこれを見るんじゃないけども、それだけでもちょっと硬すぎるじゃゆうて、それだけでも今の若い者が見て、そういうデザインを専門の連中にさしゃあ、がらっと代れば同じ図案みたいでも新しく同じものが仮にあったとしても、新しいデザインに新市だということで市民は納得するんじゃないかという気もするんですけど、その辺ももっと幅広うにいっとたらええんじゃないですか。

○大木事務局長 私どもとしては、そこに書いておりますように、新市において新たに定めると、従来使っておるものも一つの選択の対象としていくというふうに考えておりましたが、先程大久保議長からも、名称の取扱いとも同じように、従来のもを使ってするのか、それとも全くそれらは無視して新しいところから制定していくのかを含めて、その選定の方法につきまして今度、次回以降、協議会で提案をさせていただいて、委員の皆様がご納得いくような形で選定をしていきたいと思うんですが、どうも議長、済みません。そういう形で提案させていただいてよろしいでしょうか。

○大久保委員 ほんなら、今日の協議は悪いけど無視したことになるわのう。ほんなら、新たにもう一遍…。

○大木事務局長 ですから、慣行の取扱いの1のところにつきましては、市章、花、木、市民憲章については、新市において新たに定めるけれども、その定める方法を今度は具体的に次回以降の協議会で、その部分だけ提案をさせていただいて、ご協議をしたらと思うんですが。

いずれにせよ、花、木にいたしましても、それぞれ今までの歴史、伝統の中でそれぞれ制定されたものですから、使うなら使う、あるいは全く違うものであるならば、それを使わないという、基本的な項目について再度提案させていただいて確認をして、そして制定に向けて進むという内容でいかがでしょうか。

○議長 ええですか。

○大久保委員 はい。それはそういうことで。

○議長 それでは、大変長時間に亘りましてご審議ありがとうございました。

本当に5時前が来て、ご熱心にご審議いただきましたことにつきまして厚くお礼申し上げます。

今、局長からお話しいたしましたように、今日皆さん方からそれぞれいただきましたご

意見を尊重しながら、また再度協議するところは協議してご提案させていただき、皆様方のご協力を賜りたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

【閉会 午後4時45分】